

令和4年度第2回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会 要点記録

日 時：令和4年8月25日（木）午後2時00分から

場 所：国分寺市ひかりプラザ 5階501会議室

出席委員：内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・宇山絢委員・宮崎邦子委員・鹿島岳志委員・新藤圭一委員・田口佳子委員・高野誠委員・新川保明委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・柳田真人委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・下河原保険年金課長・増井国民健康保険係長・溝端・大坂

会長 定刻となりました。皆さん、こんにちは。午後のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第2回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会を始めます。よろしくお願ひします。

また新型コロナの感染者数が減少にならないので、皆さん大変なことだと思いますが、感染症対策をして気をつけ、この会議を開催いたします。会議時間は1時間以内にしたいと思ひます。ご協力をよろしくお願ひします。では、本日の出席状況について事務局からお願ひいたします。

事務局 保険年金課長の下河原です。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の出席について報告いたします。出席14人、欠席2人です。運営に関する協議会規則第7条の規定により委員総数16人の2分の1以上の出席ですので、会議は成立しております。また、議事署名委員は、柳田委員、新川委員にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 それでは、今回の協議会の配付資料について、事務局より説明をお願ひいたします。  
事務局 事務局です。それでは、資料の確認をいたします。事前配付の資料として、資料1「令和4年度国民健康保険料率等の状況（特別区）」、資料2「令和4年度国民健康保険税（料）率等の状況（26市抜粋）」、資料4「令和5年度税率改定の影響について」、参考資料1「都道府県と市町村のそれぞれの役割」、参考資料2「平成30年度答申第1号」をお配りしています。

続きまして、本日、机上配付しました資料は、資料3「多摩26市 他保険者の令和4年度国民健康保険税（料）率等の比較」です。以上です。

会長 ありがとうございます。次に、協議事項に進みます。

8月4日の第1回目の会議にて、市長より国民健康保険の運営についての諮問がありました。諮問事項の1つは「国民健康保険税の限度額について」、2つ目が「国民健康保険の税率改定について」です。本日は、諮問事項1つ目の課税限度額の改定について答申の方向性を示さなければいけません。また、2つ目の税率改定については改定の是非を議論し、改定する場合は、おおむねの改定額を少し協議できればと考えております。

最初に協議事項の1つ目、課税限度額の改定について、事務局からのご説明をお願ひします。

事務局 資料1をお願いいたします。資料1は前回お求めのありました東京23区の料率・均等割額・課税限度額の一覧です。前回、第1回の資料5と併せて協議の参考にしていただければと思います。現在協議中の課税限度額については、23区全てで上限まで引き上げられている状況です。

また、前回から初めて参加される委員もいる中で、理解を深めた上で協議を行っていく必要があるという趣旨のご意見をいただきました。委員の皆様の共通の理解の下、協議いただくため、課税限度額について改めてご説明いたします。こちらについては資料を離れてご説明いたします。

課税限度額とは、市が国保税を課税する際の上限額です。国保税は前年中の所得に税率を適用して算出する所得割と、所得のない方にもご負担いただく均等割の2つにより構成をされています。

当然所得が高い人ほど国保税は高くなりますが、国保の制度上、この課税限度額までしか課税することができません。これは、どれだけ所得の高い方であっても、現在の課税限度額、99万円以上国民健康保険税を支払う必要がないということを意味しています。

また、この課税限度額については課税の上限額を定めたものになりますので、そこにかからない所得の方には影響はございません。

この後協議をいただく課税限度額の引上げについて、特に新たに委員になられた方からご不明な点などがありましたら、ご質問いただければと思っております。説明は以上です。会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。課税限度額について前回からの継続の協議となります。前回、新藤委員より、限度額の引上げについて賛成のご意見を頂いていますが、その他の方のご意見はいかがでしょうか。

改めて、諮問の内容の説明ですが、国民健康保険の課税限度額について、令和4年度の国分寺市の国民健康保険税の課税限度額が、医療分が63万円、後期高齢者支援分が19万円、介護保険分が17万円となっております。

地方税法施行令の改正がありまして、課税限度額が、医療分が65万円、これが地方税法施行令の第56条の88の2に当たりまして、次に後期高齢者支援金分が20万円、地方税法施行令第56条の88の2の第2項に当たります。それぞれが変更されており、令和5年度から国分寺市の国民健康保険の限度額の改定についてご意見を求めることが、本日の協議会の協議事項となっております。いろいろ資料がありますが1つずつ進めていきます。

まず今皆さんにお伺いするのは国民健康保険の課税限度額です。地方税法施行令が4月1日より改正になりまして、国分寺市は改正後の医療分の限度額65万円には達していません。現在は63万円が医療分の限度額となっております。後期高齢者の支援金は20万円まで限度額を設定できるところを国分寺市は19万円としています。この限度額を上げたらどうですかという審議です。

事務局 事務局です。前回、第1回の協議の継続なので、前回の第1回の資料5をお手元にご用意お願いします。

この資料は、令和4年度の多摩26市の課税限度額と、所得割・均等割の額を並べたものです。今回ご審議いただくのは課税限度額についてですので、資料中の課税限度額という欄をご覧ください。

基礎分のところを参照すると、現在、本市の限度額は63万円です。その部分について、先ほど会長からもご説明がありましたが、基となる地方税法の施行令が63万円から65万円に引上げ改定が行われたことに伴い、本市においても、この63万円という課税限度額を改定することについて、この資料など、他市の状況等も含めて御覧いただきながら協議いただきたいというものです。

そして、課税限度額を引き上げると、調定増加額を見込みます。その額については、後期高齢者支援金分と基礎課税分を合わせて823万6,200円ほどの調定額増を見込んでいます。

参考として、課税限度額に達するのはどれほどの収入を得ている方なのか、これにより、どのくらいの方に追加でご負担を頂くことになるのかということにつきましては、一番下の参考というところをご参照いただければと思います。

給与収入額に換算いたしまして、基礎分についてはおおむね1,500万円で、後期高齢者支援金分については1,480万円程度収入がある方に影響があります。

補足で説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 ただいま事務局からのご説明がありましたけれども、他市との比較もあります。基礎課税の分、国分寺市は63万円になっていますが、その限度額を65万円まで上げてもよろしいでしょうか。いかがですか。

鹿島委員 鹿島です。他市の状況を見ても、大方65万円の限度額であることを鑑みると、本市が63万円であり続けることは、やはりよろしくないのかなと思います。65万円に上げるということを支持します。影響を受ける世帯数も、そんなに多くはない、高収入の方ですので、その部分は若干ご負担が増えるかもしれませんが、よろしいのではないかなと思います。

ただ、影響を受ける世帯数というのが出ているのですけれども、実際に国分寺市でこの世帯というのは何世帯あって、そのうちの何世帯かというのが見えていないので、もしお分かりであれば教えていただければと思います。

会長 事務局お願いします。

事務局 事務局です。鹿島委員より、本市において影響を受ける国保加入世帯に関する質問がありました。令和4年度7月15日付で今年度の国民健康保険税を課税した、その状況からご説明いたします。

国保加入世帯数は1万6,866世帯です。影響を受ける世帯の割合ですが、基礎課税分1.6%、後期高齢者支援金分1.8%です。

鹿島委員 ありがとうございます。加入世帯の中の2%弱の世帯が影響を受けるということが理解できました。今後ある程度収入の多い方ということになれば、その方にはちよっ

と余分にお支払いになるのでしょうか、全体的な感じとすれば、他市との比較も考えて、よろしいのではないかなと私は思います。

会長 ほかにございますか。ほかにご意見なければ、課税限度額の改定ということで皆さんにお諮りします。諮問のとおり医療分 65 万円、後期高齢者支援金分 20 万円に限度額を改定してもよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成の挙手あり)

ありがとうございました。では、課税限度額の改定は全員の賛成によりまして、限度額を医療分 63 万円から 65 万円、後期高齢者支援金分 19 万円から 20 万円に引き上げることとします。ありがとうございました。

では、もう 1 つの諮問「国民健康保険の税率の改定について」協議事項を進めます。これについて事務局からのご説明をお願いします。

事務局 諮問事項の 2 点目「税率の改定について」、資料 2 から参考資料 2 まで全ての資料を用いて説明をいたします。資料 2 をお願いします。こちらは令和 4 年度の 26 市の所得割・均等割・課税限度額について、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合計し、それぞれを順位づけしたものになります。資料 1 の 23 区の状況と併せて御覧いただければと思います。今回協議いただく税率改定については所得割を御覧ください。本市は合計 7.54%となっており、この水準は 26 市の中で最も低く、そして 23 区まで含めても同様の水準にあります。

続いて、資料 3 をお願いします。こちらは令和 4 年度の 26 市の税率と均等割額により、3 つのモデル世帯により試算したものになります。また、この後説明をさせていただきますが、平成 30 年度答申に基づき、3 年ごとの改定により 20 年程度の時間をかけ標準保険料率になるよう、その平均額から算出した税率を基礎分 5.27%、後期高齢者支援金分 1.66%、介護保険分 1.35%を参考として掲載しております。こちらの資料は税率だけではなく、均等割額を含めた国保税全体の試算として御覧いただければと思います。

続きまして、資料 4 をお願いいたします。こちらは税率改定を行った場合の影響を調査した資料です。先ほども少し説明をしましたが、平成 30 年度答申により 3 年に一度の税率改定により、20 年程度の時間をかけ標準保険料率にする平均額から算出した税率を基に試算したものになります。

影響を受ける世帯は、1 万 103 世帯です。介護納付金課税分が 3,909 世帯となっているのは、40 歳から 64 歳までの方が介護保険の分の対象となっているためです。この表が示す調定額とは、国民健康保険税を課税する額のことです。増加する調定額は 1 億 771 万 9,500 円を見込んでいますが、実際は滞納により全額が収入として入ってくるわけはありません。その下の表は、東京都から示された令和 4 年度の標準保険料率と税率、均等割額を並べています。

続いて、参考資料 1 をお願いします。こちらは平成 30 年度の国民健康保険都道府県化後のそれぞれの役割をまとめたものになります。この都道府県化により、これまでは各市町

村がそれぞれ運営してきた国民健康保険制度を平成30年度からは都道府県が市町村とともに、その運営を担うこととなりました。

主な役割は、都道府県は国保事業費納付金や標準保険料率の算定を行うほか、給付に必要な費用を市町村に対し全額支払います。市町村は、その財源として国保事業費納付金を納付し、都道府県が算定する標準保険料率等を参考に保険料額の決定、また保険給付の決定を行っています。

続いて、参考資料2をお願いします。こちらは平成30年度の答申です。保険税の改定については、先ほどの参考資料1の市町村の役割にある標準保険料率等を参考に、保険税を決定するに当たっては20年程度の時間をかけ、3年ごとの改定により標準保険料率にしていく内容の答申を頂いています。

また、最後になりますが、ここでお示ししている改定額については、この答申に基づいて現在の税率と標準保険料率の差から一回当たりの改定額を参考として算出し、影響額を調査したものであり、事務局からの案ということではありません。

まずは税率改定の是非について、そして改定するのであれば、お示ししている平均額や資料を参考に、上げ過ぎではないか、また、もう少し上げたほうがよいのではないかなど、どの程度の税率が妥当なのかという点について忌憚のないご意見を頂ければと思っております。

また、今回協議の中で妥当とする税率があれば、次回資料4のような形で、その税率に対する調定額への影響をお示しいたしますので、最終的なご判断につなげていただければと思っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から税率に対しての説明がありました。

では、皆様からのご意見、ご質問を頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

新藤委員 確認ですが、今年度からの新しい委員さんがいるので分かりにくいかと思うのですが、私はこれまでも委員をやっていたということでお話いたします。参考資料の2の答申書は平成30年度のときに答申している内容です。諮問事項2の税率の改定について関連するのですが、簡単にご説明すると、当時、医療費に対して保険税が足りないため、保険税を上げないと駄目だという状況が前提としてありました。

その赤字の状況を改善しようとする場合、極端に言うなら、一遍にものすごい税率改定を行い、保険税を上げないと無理でした。そんなことはとてもできないため、長期的に20年程度の時間をかけて、ここにあるように3年ごとに見直しをして、段階的に保険税を引き上げる。それと同時に、なるべく将来の各年度の医療費を抑える努力を並行して続けていき、何とか収支を改善していくというように取り組んできました。

3年ごとの保険税改定の話ですが、本当は去年が3年目でした。予定では去年改定を考えないといけませんでした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況を考慮し、1年見送ったと伺っています。仮に令和5年度での改定を行ったとして、答申の予定から1年遅れることとなりますが、その次の改定はいつを予定していますか。当初の

3年と考えたら2年後にもう一回見直すということでしょうか。それとも、令和5年の変更から3年後を予定するのか。事務局というか国分寺市は、今の時点でどのような予定なのでしょうか。

事務局 事務局です。3年ごとの税改定に係る考え方について、そして、前回1年遅らせたことについて、その後の改定予定年度に関するご質問と理解しております。

もともと令和4年度として予定していた改定年度を基にその3年後の令和7年度になるのか、または令和5年度を軸として令和8年度に税改定を行うのか、そのどちらかになってくるとは思いますが、現時点では未定です。今後改めて検討を図って参ります。

新藤委員 分かりました。では、続けて質問というか意見を申し上げます。事務局からお話がありましたように、これは皆さんにも活発にご意見を伺いたいところですが、資料3で26市の比較が出ていて、それで国分寺市の現行の所得割が4.9%ということ、また先ほど話があった、20年かけて保険税を見直していくことを踏まえ考えると、今回一応の案として5.27%というのが提示されていますが、私は、資料2で26市の平均の数値が出ていて、その数値は所得割で5.65%となっています。5.27%は5.65%から見ると、まだ少ないと思います。5.27%で将来的に追いつけることができるのであれば、それはそれでいいと思いますが、どうなのかなという思いもあります。場合によると、これは試算していないので不確かですが、最低それ以上で、なおかつ、あまりほかの市町村と差がついてしまうと困るので、横並びぐらいにしておく必要はあるかなという気がします。どれほどの差額になってしまうかは分かりませんが、1つの基準は、26市平均の5.65%を目途に数字として考えていいのではないかと思います。保険税は上がってしましますが、トータルで財政をよくしようと思ったら、加入者の負担増となるのは仕方がないのかなと思います。

私は改定が必要であり保険税の引上げが必要であるということと、数字については見本のこの5.27よりも、26市平均を参考に数字を検討したほうがいいのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

副会長 新藤委員のお話について、この資料2の各市の抜粋がありますが、これは今年度また改定をやる市もあると思います。網かけのところは前年度改定されているので、網かけではない部分のところは今年度改定することがあるかもしれないということで、これよりもっと上がっていく可能性があるかと解釈してよろしいでしょうか。

事務局 事務局です。副会長がおっしゃったとおり、網かけのないところについて、今年度改定の審議を行っていく可能性もあると思います。また、網かけのあるところについても2年連続で行う可能性もあると思います。どの市が来年、改定を行うかどうかというのは、こちらでもまだ捉えられているところではありません。ただ、その可能性は全市にあると考えています。

森田（直）委員 この資料は令和4年度の保険税の状況なので、もう令和4年度に入っていますから、網かけのないところは令和5年度に変わる可能性があるということでしょう

か。令和4年度の状況、これは変わらないわけですね。そういう意味では、各市の平均の税率は5.65%ですと、今現在、その見方でいいですね。

鹿島委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

鹿島委員 まず資料4の標準保険料率、所得割7.09%という記載がありますが、当初から20年後に、この7.09%にするというイメージでよろしいですか。毎年この標準保険料率が変わるということではなくて、7.09%という目標に向かって、なるべくそれに近づいていこうということでしょうか。

事務局 事務局です。まず1点目、標準保険料率に向かって改定をしていくという点については、鹿島委員のおっしゃるとおりです。

もう1点目の、この医療分を例に取れば、7.09%が毎年変わるのか、それとも変わることがないのかというご質問については、毎年変わってきます。この7.09%は令和4年度、本市の標準保険料率として東京都が示したものになります。これについては毎年東京都が算定を行い、例年2月頃に翌年度の標準保険料率として各市区町村に示しているものです。

鹿島委員 この標準保険料率というのは所得割で言えば、7.09%からまた上がる可能性があるということでしょうか。

事務局 委員のおっしゃるとおりです。今後も、毎年東京都が提示しますので、変わっていくものです。

鹿島委員 つまり、先ほど新藤さんがおっしゃったように、あまり低く保険税を改定してしまうと、どんどん標準保険料率と乖離していつてしまつて、そのうち大きく保険税率を上げないといけないようになってしまつていくということ、やはりリスクは大きいというか、実際に保険税を払う人が、何でこんなに急に上がるのだということもあるので、ある程度できるところで上げたほうがいいのかと思います。この標準保険料率というのが示されている中でちょうどその真ん中ぐらい、各市の真ん中ぐらい、23区に比べると低いですが。そのため、同じ国民健康保険を使って医療を受けるというのは、どこの市でも区でも同じで、自己負担の割合も同じなわけなので、そういう部分で言えば、まず税率を改定するというのは当然のこととして、さらに税率の中身についてはなるべく、よその市と比べるわけではないですが、あまりきつく上げない程度には上げて、各市の真ん中ぐらいのところを持っていていただくことで、市民の方々も後々一遍に保険税が大きく上がつて負担が増えるよりはいいのではないかと考えます。以上です。

会長 ありがとうございます。森田委員どうぞ。

森田(直)委員 確認をしたいのですが、私の考えが正しいのかどうかお聞かせください。医療分というのは、国保の被保険者の方が使つた医療費を賄うために必要だと東京都全体で考えた場合には、保険税として示されている7.09%が必要だと東京都が示している。国分寺市の場合には、現状4.9%となっていますが、これはもっと本当は引き上げなければいけないのだが、急には引き上げられないので、徐々に、徐々にということ、その分は

市の税金で集めた中から補助を出してもらって、それでやっていきたいと思いますという、言えなれば、保険税は納めてもらってはいるが、医療費を払うには、他の税金からも負担せざるを得ない。あるいは、後期高齢者の支援金分の請求額を払うためには、国保の被保険者だけが払う分では足りないというのが今の実態ですということによろしいのでしょうか。

事務局 事務局です。足りない部分について、一般会計から繰り出しという表現を用いますが、国分寺市の一般会計から、保険税で賄い切れない部分について一般会計から国民健康保険の特別会計に繰り出しています。もっと平たく言うと、一般会計からお金を頂いて運営を図っているという状況でございます。森田委員おっしゃるとおりの形になります。

森田（直）委員 そういう面で、私どもは被用者保険の代表なのですが、先々の医療費というのを推計しています。例えば2025年危機ということで、後期高齢者がどっと入ってくると今度は後期高齢者の支援金分が増えるだろうといった推計です。それから、今のコロナの関係で一旦受診控えがあったので医療費は低くなっていますが、今はそれ以前よりもっと増えています。いろいろな形で医療費というのは高度化されていますし、いろいろな問題があるのですが、末期医療、終末期の医療費はどういう使い方をしたらいいのかという問題もあります。最期はやはり全て尽くしてという希望に応えるために、1人1,000万円も2,000万円もかかったりする場合もあるという、そういう問題があり、医療費はこれからどんどん増えてくるのではないかとされています。そのため、この標準保険料率もどんどん上がるということを考えながら議論されたいのではないかなと思います。だから、少しずつでも上げていったほうが良いと私は考えています。

会長 ありがとうございます。ほかにございますか。初めての方は分かりましたか。ご理解、難しいと思いますがどうでしょうか。

宇山委員 教えていただきたいのですが、もし今、新藤さんたちがおっしゃったように、国分寺市が医療分を5.65%とした場合、均等割もこの平均にあわせて改定するのでしょうか。

事務局 事務局です。まず国民健康保険税について、所得割と、今委員がおっしゃられた均等割、その2つによって構成されています。保険税というのは、所得から税率を掛けて求めた所得割と、皆様に均等にご負担いただく均等割、その2つを合算した額で国民健康保険税というのは成り立っているというものになります。

その中で、この税率を改定した場合に均等割に影響があるのかというご質問かと思えます。これについては影響ありません。均等割というところを改定しない限り、影響はありません。税率を変えたらどう影響があるかということになると、所得がある方に対しては所得割の税率を掛けて課税する仕組みになっておりますが、その部分に影響があります。

宇山委員 ありがとうございます。

会長 1つ1つ皆さんに理解していただき進めたいと思います。確かに資料2によりますと、①②③合計のところの所得割順位ですが、国分寺市は、所得割が7.54%で、順位は26

位です。それより下がらない状況です。

国分寺市は今まで保険税率の上昇を抑えてきた経過があり、これがいいかどうかというところがありますが、市の財政に負担をかけるところもありますので、これも先ほど新藤委員がおっしゃった、3年ごとの見直しというのが前からあり、市の財政とそれから国民健康保険税をうまく整理をしていただいている経緯がありました。

国分寺市も市長からこの税率改定を協議してほしいという諮問を頂きましたが、最下位から脱出して、少し市の負担を減らす方向にできればという皆さんのご意見をいただきましたがそれで賛成いただけますか。

では、どのくらいの税率なら皆さんが納得できるかというところなのですが、26市の平均、所得割が5.65%、それをまた①②③合計ですと9.37%。このあたりで皆さんからの意見が分かれると思うのですが、令和5年度の税率をどの辺までなら皆さんが納得できるかなというところを今日の会議でお話ししていただきたいと思います。

平均の26市まで引き上げるといふところと、そこまでは上げられないというご意見あると思いますがいかがでしょうか。

副会長 参考に今の資料ですが、先ほど国分寺市は3年ごとにやっていますとのことでしたが、他市はどれぐらいの頻度で改定しているかというのわかりますか。毎年改定しているのか、5年に一度なのか、など、そういう内容はわかりますか。

事務局 事務局です。令和4年度で見ますと、主に2年に1回改定を行っているところが多くあります。令和4年度をベースに見ていますが、26市中、2年に一度行っているのが14市、令和3年度、4年度と2年続けて行っているところが3市、八王子市、町田市、東大和市です。その他の市については、状況を見ながら計画に基づき税率改定を行っているというものです。以上です。

副会長 そうですね。14市ですね。半分以上が2年に1回。ただ、それ以外が逆にもっと間隔を空けてやっているとところもあるかもしれない。大体の平均なのかもしれません。

事務局 事務局です。それ以外は8市です。

副会長 8市は3年から4年ということですね。

会長 この諮問事項2について皆さんからいろいろなお質問を頂き、仮に税率を設定したとき、調定する金額にどのぐらい影響が出てくるかというのはまだ数字が出ていないので、判断が難しいところはあると思います。

宇山委員 確認してもいいですか。所得割について、この税率は変わる方向で協議は進んでいると思いますが、いつから改定されるものなのでしょうか。そこが分からなくて、教えてください。

事務局 事務局です。市長からの諮問の中で令和5年度改定についてというようになっていきますので、改定された場合は令和5年度からになります。具体的ところで申し上げますと、毎年7月中旬ぐらいにその年度分の納税通知書を一齐に発送しますが、それに適用されるものと思っただけだと、より分かりやすいかなと思います。

宇山委員 ありがとうございます。

鹿島委員 資料3, 国分寺市の改定前と改定後の, それぞれモデルが1・2・3とあります。モデル3の年金生活者というところを見ていると, 今現時点では国民健康保険の金額が年間で14万9,700円とあります。これが, 仮に5.27%で改定し, 所得割, 後期高齢者支援分でそれぞれ見ていきますと, 年間で15万4,200円となり, 14万9,700円を引いて4,500円の差額が出ます。これを一か月あたりの負担額と考えると375円増というような金額になります。今このようなご時世で, いろいろな物価が上がってきていますが, 年金生活者であったとしても, よく営業トークなどでは一か月あたりの375円というのは一日に換算すれば10円幾らだよといった, そういう話になってしまいます。こういった金額で見れば, この資料3で示される税率にこだわる必要はなくて, もうちょっと上げて私はいいのではないかと考えます。

会長 具体的な話をしていただき, ありがとうございます。今, この税率の改定で, 先ほどから何回も言うようですが, もう少し上げたらいいのではないかというご意見があります。

資料2に示される26市の平均とした場合の所得割5.65%。資料3で示される5.27%ですね, こちらの話もございました。

もう1つ何か保険税率の改定の案がありましたら, ご意見伺いたいです。次回, 第3回の会議の場でその影響額などについて資料として事務局に具体的な数字などをお示しいただきます。

宮崎委員 今, 鹿島委員からモデル3の増えた額が月375円ぐらいとおっしゃっていましたが, モデル2の世帯を見ますと, お子さんに非常にお金がかかったり, 一番中間的な層が非常に上がるということに対して抵抗が確かにあるのではないかと考えます。

ですから, モデル1から3まで, お示しいただいていますが, 私の考えとしては, これが妥当な改定の税率ではないかなと考えます。全てにプラスになるような, いい状況になるというのはすごく難しいと思いますので, なかなか4.9から5.27にするということの数字だけを見ると, どうなのだろうとは思われる方もいると思うのですが, 実際にこのモデルを示していただいているので, モデル3にはそれほど影響がないということであっても, モデル2の中間層の方の影響を考えると, これが妥当なのかなと考えます。以上です。

会長 ありがとうございます。多くのご意見を頂きました。まず, この資料2の26市の平均の5.65%とする案が出ました。もう1つは資料3の改定後の5.27%とする案, これに対しては次回の資料でご説明ができるのではないかと思います。その想定する税率がどのくらい影響を及ぼすのか, 次回, もう少しお話しいただくということでよろしいでしょうか。今日はこのあたりで終わりたいと思います。では, 事務局, 次回資料のご用意をお願いします。

事務局 資料を次回, ご用意させていただきます。

会長 では, 限度額と税率の改定につきまして, 皆様に審議を頂きました。限度額に関して

皆さんの全員の賛成を頂きました。税率に関しては次回にまた審議いただくということでよろしいですかね。多くのご意見を頂きました、ありがとうございます。では、これで本日の協議会は終了いたします。次の日程について事務局からご説明をお願いします。

事務局 では、事務局から説明いたします。次回、第3回の日程は、9月15日、木曜日、午後2時よりcoco bunjiプラザ5階のリオンホールにて開催いたします。本日と開催場所が異なりますので、ご注意のほど、お願いいたします。

また、coco bunjiプラザは駐車場が有料となっております。お車をご利用の方は、あらかじめご了承ください。第3回は引き続き、国民健康保険税の税率改定についてご協議いただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 次回の9月15日は国分寺駅のリオンホールにさせていただきます。会場を間違うと大変なことになりますので、よろしくお願い致します。またご都合をご調整いただきご出席をお願いいたします。

最後ですが、前回藤巻先生から新型コロナウイルス感染症の2類、5類の話が出ましたが、何の話か分かりますかね。分からない人が多いのではないかと思いますので、先生、その辺ご解説いただければありがたいです。

副会長 専門ではなく恐縮ですが、話題になっているとは思いますが。前々から新型コロナウイルスを2類から5類に落として、5類にすることによって状況がいろいろ変わってくるということが話題になっているかと思えます。

何の話かという、感染症というのは分類があり、1類から5類があります。感染力など、そういうもので分けているのですが、5類にはインフルエンザがあります。インフルエンザは、普通の医療機関で一般的に診て、検査も普通にやって薬をもらってということで、感染しても別に入院とかを強制されるわけではない。

2類では陽性が出ると、入院など行動に制限がされます。ただ、その代わりにワクチンとか、そういうものは国の税で賄われるため、行動が制限される代わりに、そういう面もあり、メリット・デメリットがあります。

ただ、今5類に落とした場合に、医療機関にかかりやすくなるなどあるかと思えますが、ワクチンなどの負担がかかってくるということとなります。

それから、1番は飲み薬がまだないということがインフルエンザと決定的な違いであります。経口薬が一部ではもちろん使われていますが、一般の医療機関で使えないという問題があります。そのため、2類から5類への変更もいずれはそういうふうになっていくのだと思いますが、もう少し検討を慎重にしていかなければならないと思います。今非常に話題になったりしていると思うので、皆さんにも関心を持っていただければと思います。ほかの先生方、何か付け加えることがあれば。十分ではないのですけれども。

会長 このあたりがまた大事な話みたいですね。

副会長 そうですね、大事ですけどね。5類になれば自分の負担は増えるけれども、インフルエンザと同様に扱われるようになると考えていただければいいです。2類だとジフテ

リアとかそういう感覚で、かなりそういう感染のことに国が介入してきます。ですから、メリット・デメリットはありますけれども、状況を十分に慎重に見ていかなければ、簡単に動かすわけにはいかないのではないかなと思っています。

会長 ありがとうございます。この会議には先生がいらっしゃるんで、とてもいい話が聞けるので、チャンスを逃がさないように皆さんお願いいたします。先生もまたいらっしゃるんで、ご質問があったら聞かせていただければと思いますので。では、最後にご挨拶をお願いします。

副会長 今日は蒸し暑いところ皆さんにお集まりいただいて、お忙しいところお集まりいただいて、会長に代わって、お礼申し上げます。今、集中審議ということで、今月2回、また来月、10月と、今年は改定の諮問があり大変ですけども、こういう活発な審議をしながら国保というのはどういうものかというのを、1つずつ勉強しながら審議していただくのがいいのではないかなと思います。会長に代わり、今後もどうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局に対して要望です。場所についてですが、この会は結構市の会議の中でも重要なものだと思うので、なるべくならば同じ場所でやっていただければ、よりいいかなと思います。注文ですけども、よろしくお願いいたします。

本当に今日はどうもありがとうございました。これで会を終わりたいと思います。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

夕藤孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

柳田真人

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

新川保明